

## 留置されている人への面会・差し入れについて

### 1 面会・差し入れの申し出

留置事務室は本署2階ですが、必ず1階の受付窓口(交通課)に面会・差し入れに来られたことを伝えてください。

留置されている方(被留置者)が、護送で庁舎外に出ていれば面会することはできません。

また、取調べ中であれば、待ついただく場合があります。

### 2 受付時間

受付時間は、平日(土・日曜日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く)の

○ 午前9時から午前11時30分まで

○ 午後1時から午後4時30分まで

となっています。

### 3 身分確認

面会等の受付の際には身分を証明できるものを確認させていただきます。

身分を証明できるものとは、

○ 運転免許証

○ パスポート

○ 健康保険証

○ 在留カード

等です。

毎回確認を行いますので呈示をお願いします。

面 会	差 し 入 れ
<p>○ 面会ができるのは、留置管理上支障がない場合のみです。</p> <p>○ 弁護士の面会が優先されます。 一般の面会中に弁護士の面会が入った場合、中断することがあります。</p> <p>○ 被留置者1人につき、1日1回。 1度に面会できるのは3人までです。</p> <p>○ 面会時間は15分です。</p> <p>○ 事件に関する話はしないでください。 事件の話をしたり、立会の警察官の指示に従わない場合、面会を中断し、次回の面会を断ることがあります。</p> <p>○ 面会中は面会室で入り口を施錠します。</p>	<p>○ 差し入れは、被留置者1人あたり2日回以内です。</p> <p>○ 書籍類は、差し入れ1回あたり3冊以内です。</p> <p>○ 現金は、差し入れ1回あたり3万円以内です。</p> <p>○ 差し入れ物品の内、薬・シャンプー・歯みがき粉・石鹸・煙草・食品等の検査の困難なものは差し入れできません。</p> <p>○ 衣類についてはおおむね3日分で、紐類が付いている物は差し入れ出来ません。 紐のある場合、同意を得て留置施設で取り除かせていただき、穴は縫いとめます。</p>